

## 姫路市地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、姫路市内の乗合バス事業者、タクシー事業者及び定期航路事業者に対し、姫路市地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大防止を図り、もって事業の継続性及び市民が公共交通を利用する機会の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (3) 定期航路事業者 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有する乗合バス事業者であって、市内を含む路線を定めて定期的に運行するもの
- (2) 市内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有するタクシー事業者であって、市内を営業区域に含むもの
- (3) 市内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有する定期航路事業者であって、市内の港を起点及び終点とした航路を有するもの

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が次条各号に掲げる車両又は船舶において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する目的を達成するため、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に要した次に掲げる経費とする。ただし、他の補助事業により補助金等の交付を受けた場合は、当該補助金の額を控除した額とする。

- (1) 消毒液、間仕切りフィルム、運転員及び乗組員の用に供するマスク、手袋等の購入に要する経費
- (2) 抗菌、抗ウイルス対策の施工等に要する経費
- (3) その他市長が必要と認める経費  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助事業者の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 乗合バス事業者 乗合バス車両（令和2年4月1日において自動車登録番号標の交付を受けており、かつ、市内を含む路線で現に運行に供しているものに限る。）1台につき2万円
- (2) タクシー事業者 タクシー車両（令和2年4月1日において自動車登録番号標の交付を受けており、かつ、市内の営業所に配置するものに限る。）1台につき1万円
- (3) 定期航路運航事業者 船舶（令和2年4月1日において船舶登録されており、市内の港を起点及び終点とした航路を運航する者に限る。）1隻につき5万円  
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、姫路市地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1補助対象者につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは姫路市地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業補助金交付決定書(様式第2号)により、補助金を交付しないと決定したときは書面により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件等)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 第7条の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の変更)

第10条 補助事業者は、交付決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、姫路市地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、姫路市地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第11条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに当該状況に関し報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに姫路市地域公共

交通事業者感染拡大防止対策事業遂行困難状況報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の中止及び廃止）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、姫路市地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合において、当該補助事業の中止又は廃止を承認するときは、その旨を姫路市地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が終了したときは、速やかに姫路市地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類を審査し、補助金の額を確定し、姫路市地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業補助金額確定通知書（様式第9号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が、第7条又は第10条第2項の規定により通知された額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、姫路市地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業補助金請求書（様式第10号）に必要書類を添付して、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、速やかに補助金を交付す

るものとする。

(概算払)

第16条 市長は、前条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、姫路市地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第17条 市長は、前条第1項の規定により、補助事業が完了する前に補助金の全部又は一部を交付したときは、第14条第1項の規定により確定した補助金の額と既に交付した補助金の額の差額を精算するものとする。

(調査及び措置)

第18条 市長は、補助事業を適切に執行させるため、必要に応じ、補助事業者について調査をすることができる。

2 市長は、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合には、その旨を姫路市地域公共交通事業者感染拡大防止対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、当該取り消した部分に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(延滞利息)

第21条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき法定利率により計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補助金の経理等)

第22条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿等を備えておかなければならない。

2 前項の帳簿及び当該補助金の経理に係る証拠書類は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行する。